

食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る  
関係府省間の連携・政策調整の強化について

平成24年8月31日	関係府省申合せ
平成25年5月16日	一部改正
平成26年8月22日	一部改正
平成27年10月1日	一部改正
平成29年7月11日	最終改正

消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成24年6月29日閣議決定。以下「基本的事項」という。）に基づき、下記に定めるところにより、食品の安全性の確保に関し、相互の連携・政策調整の強化に努めるものとする。

記

1 食品健康影響評価

(1) 食品健康影響評価を行う際の食品安全委員会と消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省との連携

① 食品健康影響評価を行う際の連携については、基本的事項第1の3(1)

①に定めるところによること。

特に食品安全基本法第24条第3項に基づき評価を要請するに当たっては、消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省は、食品安全委員会と意思疎通を図りながら、要請する評価の目的及び対象、リスク管理の方向性等をとりまとめること。

② リスク管理措置を講ずる複数の行政機関がかかわる食品健康影響評価については、食品安全委員会の意見を聴く前に、リスク管理措置を講ずる行政機関相互間において十分な意思疎通を図ること。

③ 評価の要請内容については、要請する側が原則として直近の食品安全委員会会合において説明するとともに、専門調査会の座長が必要と認める場合には、専門調査会においても説明すること。また、対外的な説明についても、第一義的には要請する側が行うこととするが、その説明内容についても十分な意思疎通を図ること。

④ 消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省は、食品健康影響評価が必要とされる登録の申請等を受け付けた場合には、遅滞なく、食品安全委員会の意見を聴くこと。この場合において、食品安全委員会は、食品健康影響評価を行うために必要な科学的調査及び検討等に要する期間、国民からの意見・情報の募集に要する期間、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき定められた標準処理期間等を考慮し、適切に食品健康影響評価を行い、その意見を通知すること。

(2) 食品健康影響評価の結果に基づきリスク管理措置を講ずる際の消費者庁、

## 厚生労働省、農林水産省及び環境省と食品安全委員会との連携

- ① 食品安全基本法第23条第2項に基づき食品安全委員会が関係各大臣に対して食品健康影響評価の結果を通知した場合には、消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省は、当該結果に基づき行われた審議会等（分科会及び部会等を含む。）の審議結果及びそれに基づき講じた施策について、食品安全委員会に關係資料を速やかに提出すること。
- ② 食品健康影響評価の結果と消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省が講じようとする施策との整合性について食品の安全性の確保の観点から疑義が生じた場合には、消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省は、当該食品健康影響評価の結果の解釈について、食品安全委員会に速やかに照会し、食品安全委員会は照会に対して速やかに回答すること。

## 2 関係者相互間の情報及び意見の交換

- (1) 消費者庁は、基本的事項第3の3に基づき、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）について食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省が行う事務の調整を担うこと。
- (2) 消費者庁は、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省のリスクコミュニケーションに関する計画について、5（3）（ア）のリスクコミュニケーション担当者会議の場等において、その整合性等を保つ観点から必要な調整を行うこと。
- (3) 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省が行う意見交換会においては、リスクコミュニケーションの効果的な実施を図る観点から、必要に応じて、関係府省の担当者が出席すること。

## 3 食品の安全性の確保に関する情報の共有

- (1) 食品安全委員会は、基本的事項第7の3（1）に基づき、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図ること。
- (2) 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省は、それぞれの情報システムの活用等を通じ、情報を共有すること。
- (3) 消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省は、食品安全委員会との情報の共有を図るため、食品の安全性の確保に関し重要な発表を行った場合には、食品安全委員会委員長まで速やかに報告することとし、食品安全委員会から要請された場合には、食品安全委員会会合における説明及び報告を行うこと。

## 4 緊急の事態への対処

- (1) 基本的事項第4の3の緊急対策本部の設置については、基本的事項第4の4の緊急時対応マニュアルにおいて定めること。
- (2) 基本的事項第4の3の緊急対策本部が設置される場合には、消費者庁が、

関係府省の協力の下に、その事務局を担うこと。

- (3) 基本的事項第4の4の緊急時対応マニュアルは、消費者庁がその原案を作成した上で、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省と相互に連携して策定すること。

## 5 会議の開催

基本的事項第5の1(4)の関係府省連絡会議として、関係府省間の連携強化を図るため、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 食品安全基本法に基づき、関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

消費者庁次長（議長）  
内閣府食品安全委員会事務局長（議長代理）  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
農林水産省消費・安全局長  
環境省水・大気環境局長

- (2) 連絡会議の下部の会議として、幹事会を開催する。幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事会は、必要があると認めるときは、連絡会議に諮った上で、構成員を追加することができる。

消費者庁消費者安全課長  
消費者庁食品表示企画課長  
内閣府食品安全委員会事務局総務課長  
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長  
内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長  
農林水産省消費・安全局食品安全政策課長  
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

- (3) 幹事会の下部の会議として、以下の(ア)及び(イ)の担当者会議を開催する。

### (ア) リスクコミュニケーション担当者会議

- ① 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、「リスクコミュニケーション担当者会議」（以下この項において「担当者会議」という。）を開催する。

- ② 担当者会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当者会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

消費者庁消費者安全課長

内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長  
農林水産省消費・安全局食品安全政策課長  
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

- ③ 担当国会議は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

(イ) 食品リスク情報関係府省担当国会議

- ① 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策、緊急時における消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省の円滑な対応について検討するため、「食品リスク情報関係府省担当国会議」（以下この項において「担当国会議」という。）を開催する。
- ② 担当国会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当国会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 消費者庁消費者安全課課長補佐  
消費者庁食品表示企画課課長補佐  
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課課長補佐  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課課長補佐  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課課長補佐  
農林水産省消費・安全局食品安全政策課課長補佐  
環境省水・大気環境局土壌環境課課長補佐
- ③ 担当国会議は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

(4) 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

(5) 連絡会議の庶務は、食品安全委員会事務局の協力を得て消費者庁において処理する。

(6) 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議において定める。